



し尿処理手数料の 見直しについて

倉敷市一般廃棄物対策課

今回の内容

くみ取りに係る経費から算出した

処理手数料の見直し（案）の審議

し尿の処理責任

し尿処理は市に課せられた責務

【廃棄物処理法第6条の2第1項】

市町村は、生活環境保全上の支障が生じないうちに、区域内のし尿を収集し、処分しなければならない。

【環境省通知H26.10.8】

許可業者が行う場合でも、市町村が責任をもって、**継続的かつ安定的**に処理が行われるようにすること。

倉敷市には、許可業者のことも含めて、継続的かつ安定的にし尿が処理されるよう、施策を考える責任が課せられているんだね！



し尿処理手数料の 法的な位置づけ

処理手数料の法的根拠

くみ取りが
必要な市民

【地方自治法第227条】

地方公共団体は、地方公共団体の事務で**特定の者のためにするもの**について、手数料を徴収することができる。

【地方自治法逐条解説】

手数料の金額は、経費を基準として定められなければならない。

市（児島地区）
の経費が基準



許可業者が徴収する処理料金の法的根拠

【廃棄物処理法第7条第12項】

市町村が条例で定める**手数料の額**を超える
料金を受けてはならない。



許可業者(児島以外の地区)
は、児島地区の処理手数料
を超えない料金にしないと
いけないんだね!

し尿の許可業者 17者 (児島以外の地区を収集)

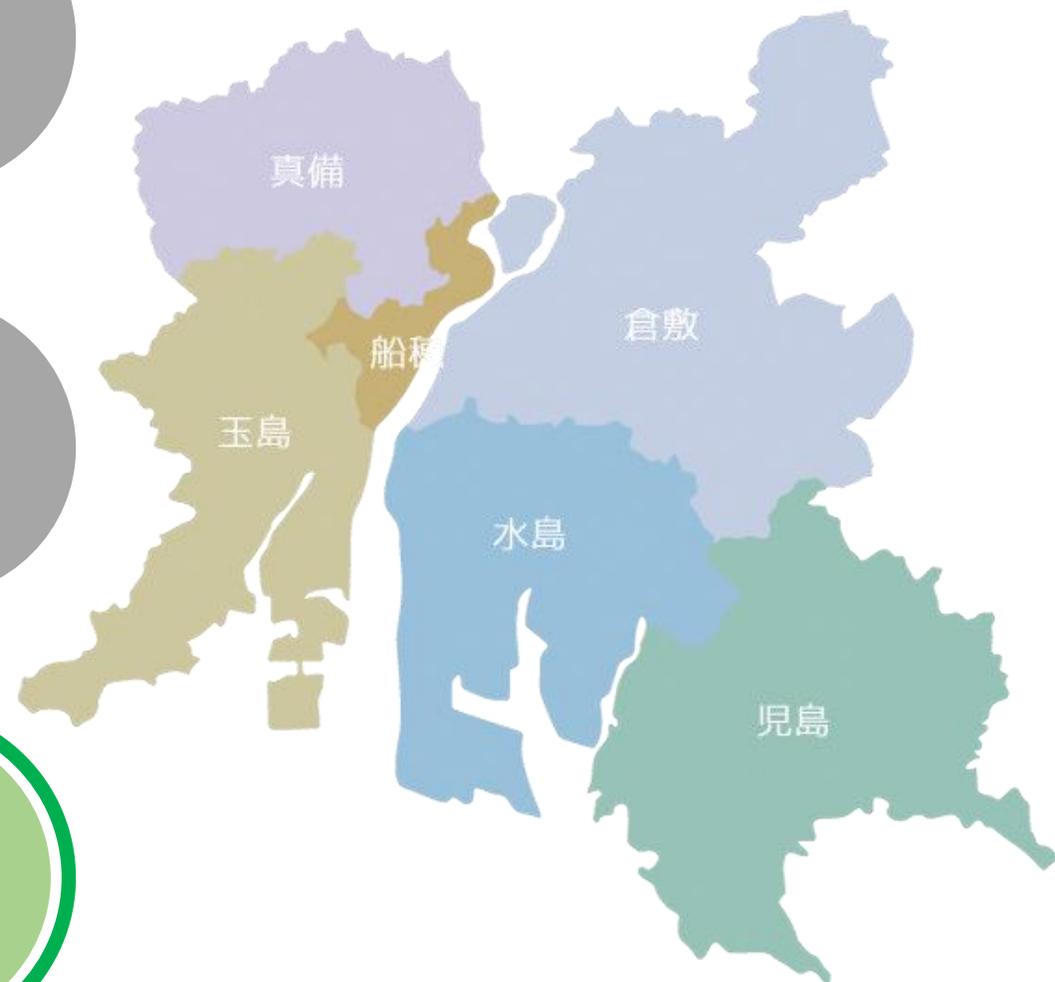
→ **処理手数料を超えない**処理料金を徴収

児島地区（処理手数料）と他地区（処理料金）の関係

① 児島地区（直営）の
処理手数料を市が規定

② 児島以外の地区（許可業者）
が処理料金を合わせている

現在は、市内全地区で同じ
金額が徴収されている



し尿処理手数料の 見直し案について

倉敷市のし尿処理手数料の区分

① 処理手数料

- ・くみ取りの全世帯対象。
- ・72Lまで定額、超える場合には18Lごとに定額加算。

② ホース延長加算金

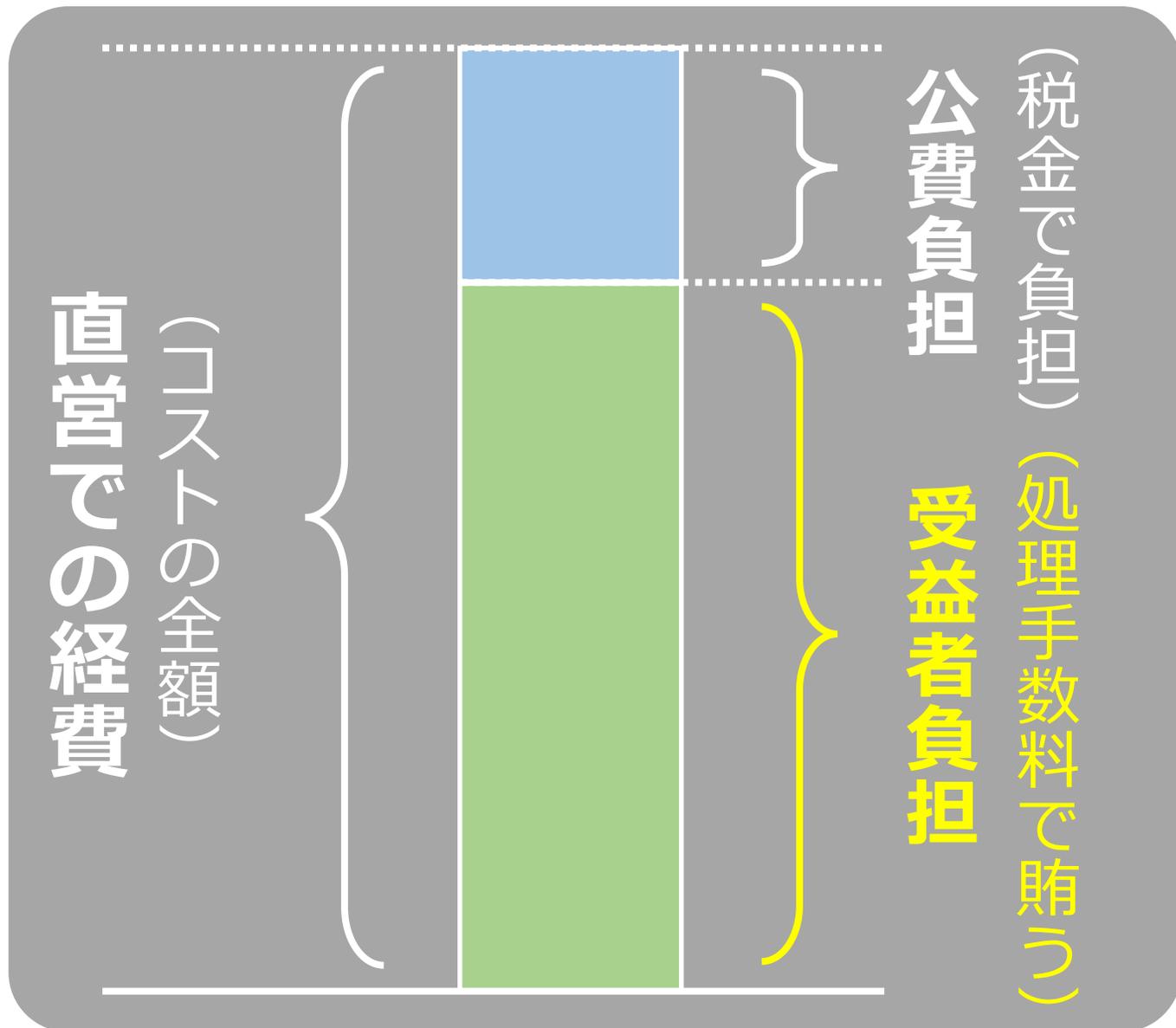
- ・40mを超えるホースが必要な場合に 加算。

③ 下水道区域加算金

- ・下水道供用区域（公示から3年経過）の場合に加算。

収集車の目盛り
が18L刻み

処理手数料の基本的考え方



- 市民の負担軽減を図るため **経費の全額を処理手数料とせず**、一部を公費負担。

【処理手数料の設計手順】

① 直営での経費の算出



② 公費負担額を差し引く



処理手数料

処理手数料の設計 (① 直営での経費の算出 (車両1台1か月あたり))

直営での経費

区分	人件費	物件費	車両関係費	管理費
 <p>直接経費</p>	作業員2名	消耗品費 燃料費 製本費 修繕費	減価償却費 保険料 自動車税	
 <p>間接経費</p>	責任者 事務員	消耗品費 光熱水費 通信費 減価償却費		システム利用料

処理手数料の設計 (① 直営での経費の算出 (車両 1 台 1 か月あたり))

	目	節	金額
直接 経費	人件費	作業員 2 名給与 (手当含む)	1,119,774
	物件費	消耗品費、燃料費、製本費、修繕費	110,833
	車両関係費	減価償却費、保険料、自動車税	100,980
間接 経費	人件費	責任者・事務員給与 (手当含む)、福利厚生費	264,077
	物件費	消耗品費、光熱水費、通信費、減価償却費	14,074
	管理費	システム利用料	80,266
総計 (車両 1 台 1 か月あたりの経費)			1,690,004

処理手数料の設計 (① 直営での経費の算出 (18Lあたりに換算))

車両1台 (1,800L) 1か月あたりの経費

÷ 1か月の稼働日数(22日)

÷ 稼働日1日あたりの投入回数 (3.5回)

× 消費税 (1.1)

18Lあたり
の経費

= 241.3 円

処理手数料の設計 (② 公費負担額を差し引く)

公費負担額 = 31.5 円/18L
(1Lあたり1.75円)

処理手数料 = 18Lあたりの経費 - 公費負担額
(241.3円) (31.5円)

処理手数料 (案) 209 円/18L

ホース延長加算金の設計

基本的考え方

ホース延長に必要な作業時間を基に、必要な経費（作業員人件費）を算出し、ホース加算金とする。

ホース延長加算金 = 人件費（作業員1名）× 作業時間/回

【現行】

330 円/回

見直し

【改定案】

480 円/回

下水道区域加算金の設計

基本的考え方

下水道の普及促進のために**政策的に設定**するもの
(コストをもとにした加算金でない)。

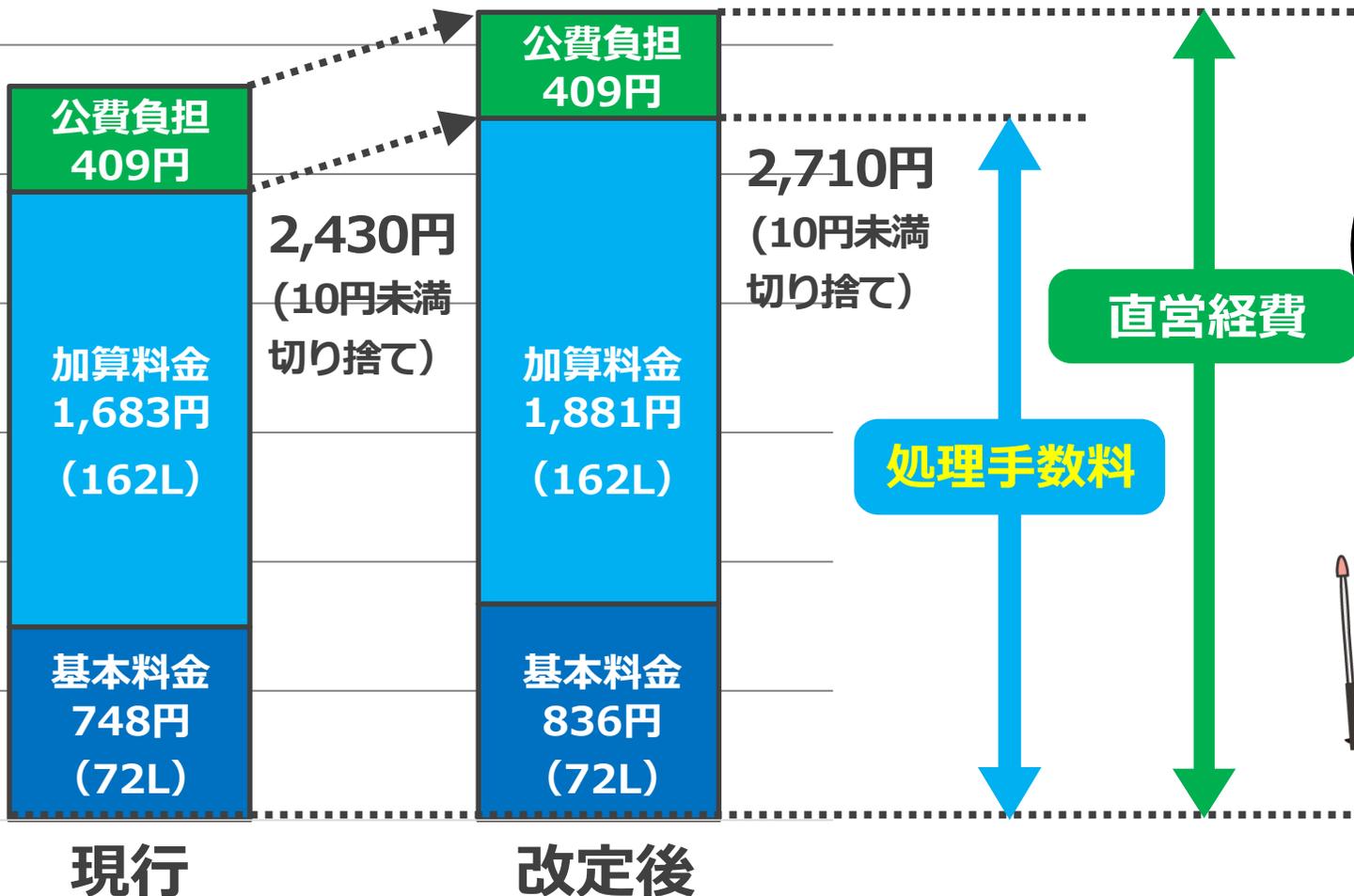
し尿処理にかかる経費上昇に伴う処理手数料の精査
が目的のため、**今回は見直しの対象としない。**

まとめ

区分	現行	改定案
処理手数料	187 円/18L	<u>209 円/18L</u>
ホース延長加算金	330 円/ 回	<u>480 円/ 回</u>
下水道区域加算金	33 円/18L	33 円/18L (見直し対象外)

処理手数料改定前後の負担額の比較

(円)
3500
3000
2500
2000
1500
1000
500
0



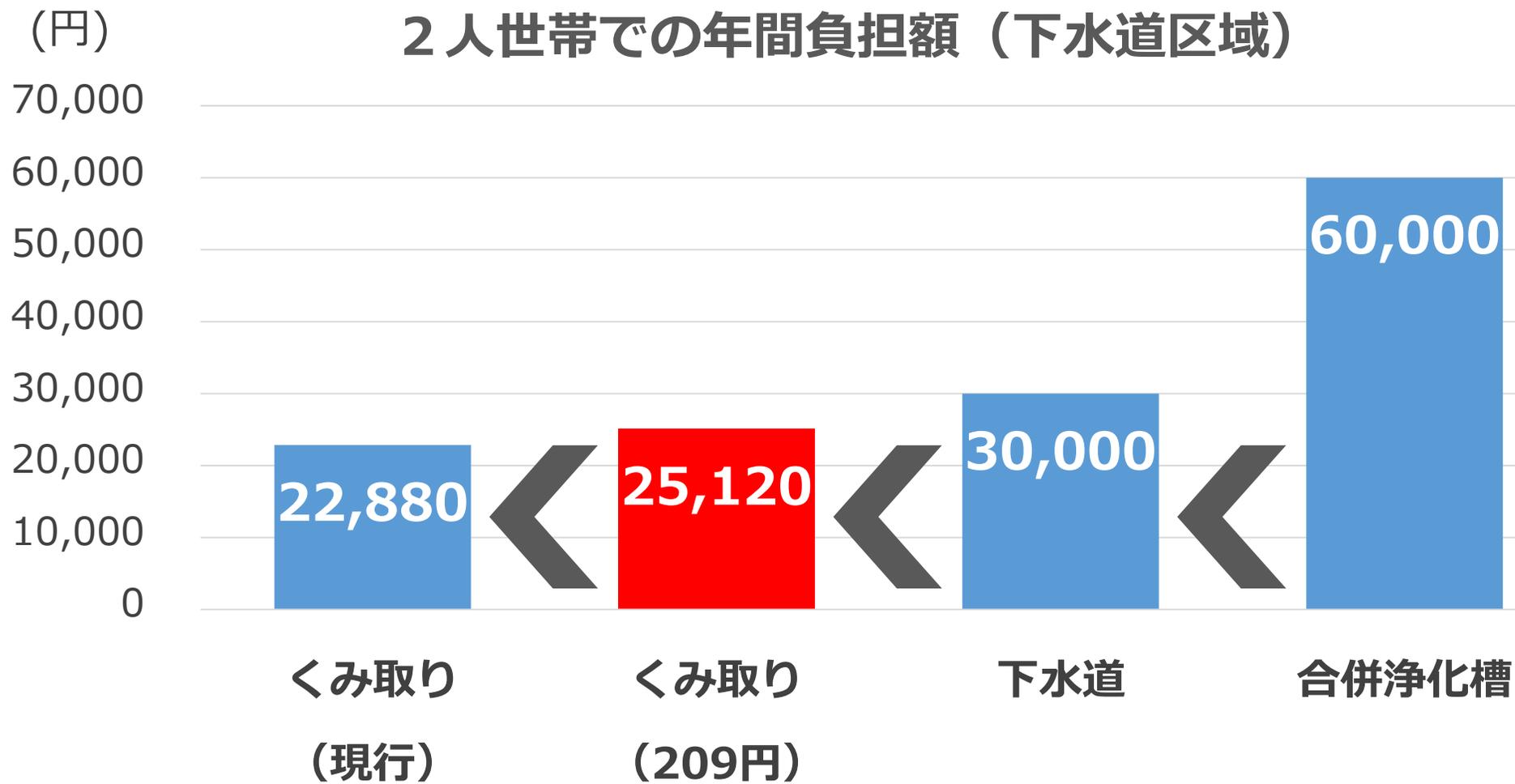
標準世帯 1回あたり
280円増額

児島地区の平均的な世帯
(世帯人員1.9人) では
くみ取り量: 234L/回
くみ取り回数: 8回/年



※ 児島地区の平均的な世帯での比較。くみ取り量や回数によって金額が異なる。

下水道、合併浄化槽との年間負担額の比較（目安）



浄化槽は大きければいい
概ね定額、その他は
処理量に応じて金額が
決まります。



※ くみ取り料金は下水道区域加算金を含む。また、下水道、合併浄化槽の負担額は参考金額。

今後のスケジュール（案）

令和6年7月

審議会（答申案）

令和6年9月

条例改正

令和7年4月

処理手数料料改定

御清聴ありがとうございました。

